倉吉市○○自治公民館個人情報取扱要綱（規約・規定）

（目的）

第１条　この要綱（規約・規定）は、倉吉市○○自治公民館（以下「自治公民館」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、自治公民館が行う事業（以下「自治公民館活動」という。）の円滑な運営及び個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（責務）

第２条　自治公民館は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という）等を遵守するとともに、自治公民館活動において、会員その他の者の個人情報を保護しなければならない。

（周知）

第３条　自治公民館は、この要綱（規約・規定）を、総会資料、回覧等により、会員に周知しなければならない。

（個人情報の取得）

第4条　自治公民館は、本人の同意その他の適正な方法により、会員若しくは会員になろうとする者又は倉吉市等から提供を受けることにより、個人情報を必要な範囲で取得するものとする。

２　自治公民館が会員に関し取得する個人情報は、次に掲げる事項とする。

(１)　氏名

(２)　生年月日

(３)　性別

(４)　住所

(５)　家族、同居人その他の縁者についての情報

(６)　電話番号

(７)　災害時における支援の要否、緊急連絡先等

(８)　前各号に掲げる事項のほか会員自身が同意した事項

（利用）

第５条　自治公民館が保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）は自治公民館活動に資するように利用するものとし、その範囲は概ね次に掲げるものとする。

(１)　公民館費等の請求、会員の管理、その他文書の送付など

(２)　会員名簿の作成及び区域図の作成

(３)　慶弔等の対象となる者の把握

(４)　会員相互の交流を深め、安全で住みよいまちを作る活動

(５)　災害等の緊急時における支援活動

（管理者及び取扱者）

第６条　保有個人情報の管理者は、自治公民館長とする。

２　前項によるもののほか自治公民館において保有個人情報を取り扱う者（以下「個人情報取扱者」という。）は、自治公民館長又はその指定した者とする。

（保有個人情報等の管理）

第７条　個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

２　会員名簿その他の名簿の配布を受けた者は、当該名簿を適切に管理しなければならない。

３　自治公民館は、不要となった保有個人情報を適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（提供）

第８条　保有個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

(１)　法令に基づく場合

(２)　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(３)　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(４)　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（漏えい発生時等の対応）

第９条　個人情報取扱者は、自治公民館において個人情報の漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、自治公民館長に連絡するものとする。

２　前項の規定による連絡があった場合は、自治公民館は、事実及び原因の把握、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止その他の対応を行う。

（苦情の処理）

第10条　前条によるもののほか、自治公民館の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、自治公民館は、適切かつ速やかな対応に努めるものとする。

（罰則規定の存在）

第11条　自治公民館に関し取り扱う個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは法第179条の規定による罰則の適用がある。

附　則

　この要綱（規約・規定）は、令和○年○月○日から施行する。